

「山形県における運動部活動の在り方に関する方針」 第2回策定委員会

平成30年12月3日(月)
14時00分～16時00分
1001会議室

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 報 告

第1回策定委員会等報告

4 協 議

方針(案)の修正について

5 その他

今後の予定について

6 閉 会

「山形県における運動部活動の在り方に関する方針」第2回策定委員会 座席表

県教育庁教育次長

柿崎 則夫



県中学校長会

有 路 智 子

県私立中学高等学校協会

高 橋 健 二

山形大学
地域教育文化学部教授

鈴 木 和 弘

県体育協会スポーツ指導員

池 田 め ぐ み

県高等学校野球連盟会長

大 沼 敏 美

県体育協会事務局長

小 川 潔

県高等学校長会

鈴 木 慈

県PTA連合会母親委員
長

高 見 佳 澄

県立保健医療大学
保健医療学部 准教授

井 上 京 子

県高等学校体育連盟会長

齋 藤 和 哉

県総合型地域スポーツク
ラブ連絡協議会

齋 藤 郁 子

県スポーツ少年団本部委員

早 坂 裕 子

貝田補佐 百瀬課長 村上補佐 栗田補佐

石田 藤原 本間 小笠原 高橋

入口

「山形県における運動部活動の在り方に関する方針」について(10/30案からの変更案)

平成30年12月3日
スポーツ保健課

		中学校		高校		
		10/30案	12/3案	通常 10/30案	強化指定 12/3案	
1	休養日	平日1日以上 週休日1日以上	左記に同じ	週1日以上 ※ 少なくとも月1回は 週休日に休養日を 設定する	週1日以上	平日1日以上 週休日1日以上
2	活動時間	平日2時間程度 週休日3時間程度	左記に同じ	平日2時間程度 週休日3時間程度	左記に同じ	左記に同じ
3	休養日・活動時間についての考え方	記載なし	<p>エ 休養日及び活動時間の設定については地域や学校の実態を踏まえた工夫として、以下のようなことも考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期試験前後の一定期間等に、運動部共通、学校全体、市町村共通の部活動休養日を設ける。 「中体連主催大会」前に特別強化期間等を設定する場合には、少なくとも週1日の休養日を設けたうえで、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定め、休養日を振替える。 	記載なし	左記を原則として学校独自に設定することができる	<p>エ 休養日及び活動時間等の設定については、学校の実態を踏まえた工夫として、以下のようなことも考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期試験前後の一定期間等に、運動部共通、学校全体の部活動休養日を設ける。 校長が認める「目標とする大会」前の特別強化期間や「強化指定部」は、少なくとも週1日の休養日を設けたうえで、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定め、休養日を振替える。
4	長期休業中の休養日	ある程度長期の休養期間を設けること ※連続した休養日の設定	左記に同じ	ある程度長期の休養期間を設けること	左記に同じ	左記に同じ
5	特別強化期間	「目標とする大会」の3週間前程度の期間に休養日を週1日・活動時間を若干延長することができる	3に例として記載	設定なし	特別強化部と併せて、3に例として記載	特別強化部と併せて、3に例として記載
6	始業前練習	原則禁止	禁止 ※ただし、校長が事情があると認める場合は、基準となる活動時間の範囲内で活動可	記載なし	左記に同じ	左記に同じ
7	保護者会主催の練習会	主催しないよう理解と協力を求める	左記に同じ	記載なし	左記に同じ	左記に同じ
8	部活動を補完するクラブ等の活動	部活動の活動時間と合わせて上記基準を遵守すること	左記に同じ	記載なし	左記に同じ	左記に同じ
9	部活動にかかる生徒の移動について	<p>(中学校校長会等文書からの引用)</p> <p>【中学校】 学校外の活動にあつては生徒の移動手段について留意すること。 ● 公的交通機関を利用すること。 ● 自転車を利用する場合は、交通ルール・マナーを遵守するよう、交通安全指導を徹底すること。 ● 保護者の自家用車にはほかの生徒を同乗させないこと。</p>	削除	<p>(H23.10.26教育長通知からの引用)</p> <p>(4) 部活動における移動手段について学校外の活動にあつては生徒の移動手段について留意すること。 ● 公的交通機関を利用すること。 ● 教員が運転する車に同乗させることは原則禁止であるが、公共交通機関が不便であるなどやむを得ない場合には、その教員が、安全運転講習を受講していることが条件となる。</p>	削除	削除